

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(環太平洋パートナーシップ協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。【 】は、環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)の日本の署名に関連して、林産物の貿易に関する交渉においてカナダ政府と日本国政府との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

カナダ及び日本国は、他の事項とともに、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意する。同委員会は、協定がカナダ及び日本国について効力を生ずる日の後四年を経過する日が属する暦年の間に、林産物の貿易におけるセーフガードの制度の必要性について再検討すること及びその後の各暦年の恒常的な議題とすることを約束する。また、同委員会は、カナダ政府と日本国政府との間の次に定める了解について検討することを約束する。カナダ又は日本国は、この書簡に定める了解に関する問題を同委員会に提起することが

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

できるものとし、同委員会は、当該問題を解決するよう努める。問題を提起されたカナダ又は日本国は、他方の国の立場に対し好意的な考慮を払う。

カナダ政府は、自由化された林産物の貿易との関連において協定の実施に当たり、全ての種類の丸太の輸出についての協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・三条（内国民待遇）及び第二・十一条（輸入及び輸出の制限）の規定の適用に関する例外にかかわらず、輸出入許可法並びに同法についての適用可能な通知及び規則並びに州の及び準州の法令に定める手続に従った日本国に向けた丸太の輸出についての申請を受けた場合には、許可証を発給するものとする。

カナダ及び日本国は、この書簡のいかなる規定も、全ての種類の丸太の輸出に関する現行の措置に関するカナダの現行の慣行及び手続についてその他の影響を及ぼすものではないことを確認する。カナダ及び日本国は、丸太の輸出について、世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務を維持するものとし、丸太の輸出に関連する問題に関する紛争は、世界貿易機関の下で解決する。

【 】は、更に、フランス語及び英語においてひとしく効力を有するこの書簡並びに【 】の確認の返簡が協定に定める権利及び義務のカナダと日本国との間での適用に関する両政府間の了解を構成し、その

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

了解が協定のカナダ及び日本国についての効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有
します。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。【】は、二千十六年【日付】付けの【】の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

【】は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、フランス語及び英語においてひとしく効力を有する閣下の書簡並びにこの返簡が協定に定める権利及び義務の日本国とカナダとの間の適用に関する両政府間の了解を構成し、その了解が協定の日本国及びカナダについての効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。